


報告第7号

令和3年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2.6条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、令和3年度つくばみらい市下水道事業会計予算に定めた経費のうち翌年度に繰り越したものについて、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和4年5月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

令和3年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国(県)支出金	企業債	現年度損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	管渠建設費 (未普及解消に向けた下水道管布設工事)	172,500,000	134,909,500	37,590,500	14,287,500	12,800,000	10,503,000		設計の協議に不測の日数を要したため
				管渠建設費 (ストックマネジメント計画に基づく改築工事)	15,200,000		15,200,000	5,129,500	9,000,000	1,070,500		設計の協議に不測の日数を要したため
				ポンプ場建設費 (耐震診断業務)	17,160,000		17,160,000	8,135,000		9,025,000		国土交通省及び茨城県との協議に不測の日数を要したため
				処理場建設費 (汚泥濃縮設備工事)	34,974,000		34,974,000			34,974,000		機器の製作期間に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国(県)支出金	企業債	現年度損益勘定留保資金				
1	下水道事業費用	1	営業費用	管渠費 (県道路改良工事に伴う補修工事)	374,000		374,000			374,000		茨城県との協議に不測の日数を要したため